

○吹田市介護保険法施行条例

平成25年1月9日条例第7号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定等の基準（第3条―第18条）

第3章 手数料（第19条―第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、吹田市介護保険条例（平成12年吹田市条例第11号）に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

第2章 指定等の基準

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第3条 法第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）に定めるとおりとする。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービス等基準の規定により保存が義務付けられている記録（指定居宅サービス等基準の規定による保存期間が次に掲げる期間より短いものに限る。）を、次に掲げる期間保存しなければならない。

（1） 居宅サービスの計画の記録にあつては、当該計画に基づく居宅サービスの提供を終了した日から5年間

（2） その他の記録にあつては、当該記録を作成し、又は取得した日から5年間

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）

第4条 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38

号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)に定めるとおりとする。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等基準の規定により保存が義務付けられている記録（指定居宅介護支援等基準の規定による保存期間が次に掲げる期間より短いものに限る。）を、次に掲げる期間保存しなければならない。

(1) 居宅介護支援台帳にあつては、居宅介護支援の提供を終了した日から5年間

(2) その他の記録にあつては、当該記録を作成し、又は取得した日から5年間

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営及び支援の方法に関する基準)

第5条 法第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)に定めるとおりとする。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス等基準の規定により保存が義務付けられている記録（指定介護予防サービス等基準の規定による保存期間が次に掲げる期間より短いものに限る。）を、次に掲げる期間保存しなければならない。

(1) 介護予防サービスの計画の記録にあつては、当該計画に基づく介護予防サービスの提供を終了した日から5年間

(2) その他の記録にあつては、当該記録を作成し、又は取得した日から5年間

(指定介護予防支援等の事業の人員、運営及び支援の方法に関する基準)

第6条 法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)に定めるとおりとする。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等基準の規定により保存が義務付けられている記録（指定介護予防支援等基準の規定による保存期間が次に掲げる期間より短いものに限る。）を、次に掲げる期間保存しなければならない。

(1) 介護予防支援台帳にあつては、介護予防支援の提供を終了した日から5年間

(2) その他の記録にあつては、当該記録を作成し、又は取得した日から5年間

(指定居宅サービス事業者の要件)

第7条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、居宅療養管理指導に係る指定については法人又は病院、診療所若しくは薬局等を開設している者とし、訪問看護、訪問リハビリテーション、

通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に係る指定については法人又は病院若しくは診療所を開設している者とし、その他の指定については法人とする。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る特別養護老人ホームの入所定員の数)

第8条 法第78条の2第1項の条例で定める入所定員の数は、29人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業者の要件)

第9条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に係る指定については法人又は病床を有する診療所を開設している者とし、その他の指定については法人とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第10条 法第78条の4第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項から第11項までに定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）に定めるとおりとする。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービス基準の規定により保存が義務付けられている記録（指定地域密着型サービス基準の規定による保存期間が次に掲げる期間より短いものに限る。）を、次に掲げる期間保存しなければならない。

(1) 地域密着型サービスの計画の記録にあつては、当該計画に基づく地域密着型サービスの提供を終了した日から5年間

(2) その他の記録にあつては、当該記録を作成し、又は取得した日から5年間

(指定居宅介護支援事業者等の要件)

第11条 法第79条第2項第1号、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定介護老人福祉施設に係る特別養護老人ホームの入所定員の数)

第12条 法第86条第1項の条例で定める入所定員の数は、30人以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第13条 法第88条第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）に定めるとおりとする。

2 指定介護老人福祉施設基準第3条第1項第1号イただし書に規定する場合の1の居室の定員は、2人以上4人以下の範囲内で市長が適当と認める数とする。

3 指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設基準の規定により保存が義務付けられている

記録（指定介護老人福祉施設基準の規定による保存期間が次に掲げる期間より短いものに限る。）を、次に掲げる期間保存しなければならない。

- (1) 介護福祉施設サービスの計画の記録にあつては、当該計画に基づく介護福祉施設サービスの提供を終了した日から5年間
- (2) その他の記録にあつては、当該記録を作成し、又は取得した日から5年間
(介護老人保健施設の人員、施設、設備及び運営に関する基準)

第14条 法第97条第1項から第3項までの条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）に定めるとおりとする。

2 介護老人保健施設は、介護老人保健施設基準の規定により保存が義務付けられている記録（介護老人保健施設基準の規定による保存期間が次に掲げる期間より短いものに限る。）を、次に掲げる期間保存しなければならない。

- (1) 介護保健施設サービスの計画の記録にあつては、当該計画に基づく介護保健施設サービスの提供を終了した日から5年間
- (2) その他の記録にあつては、当該記録を作成し、又は取得した日から5年間
(介護医療院の人員、施設、設備及び運営に関する基準)

第15条 法第111条第1項から第3項までの条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）に定めるとおりとする。

2 介護医療院は、介護医療院基準の規定により保存が義務付けられている記録（介護医療院基準の規定による保存期間が次に掲げる期間より短いものに限る。）を、次に掲げる期間保存しなければならない。

- (1) 介護医療院サービスの計画の記録にあつては、当該計画に基づく介護医療院サービスの提供を終了した日から5年間
- (2) その他の記録にあつては、当該記録を作成し、又は取得した日から5年間
(指定介護予防サービス事業者の要件)

第16条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、介護予防居宅療養管理指導に係る指定については法人又は病院、診療所若しくは薬局等を開設している者とし、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に係る指定については法人又は病院若しくは診療所を開設している者とし、その他の指定につい

ては法人とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営及び支援の方法に関する基準)

第17条 法第115条の14第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）に定めるとおりとする。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービス基準の規定により保存が義務付けられている記録（指定地域密着型介護予防サービス基準の規定による保存期間が次に掲げる期間より短いものに限る。）を、次に掲げる期間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型介護予防サービスの計画の記録にあつては、当該計画に基づく地域密着型介護予防サービスの提供を終了した日から5年間
- (2) その他の記録にあつては、当該記録を作成し、又は取得した日から5年間
(包括的支援事業を実施するために必要な基準)

第18条 法第115条の46第5項の条例で定める基準は、介護保険法施行規則第140条の66に定めるとおりとする。

第3章 手数料

(指定等に関する手数料)

第19条 次の各号に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該申請の際、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 法第41条第1項本文の指定居宅サービス事業者の指定又は法第53条第1項本文の指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査 1の指定につき30,000円
- (2) 前号に規定する指定の申請を同時に行う場合における当該申請に対する審査 同時に申請する2の指定につき35,000円
- (3) 法第41条第1項本文の指定居宅サービス事業者の指定の更新又は法第53条第1項本文の指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1の更新につき10,000円
- (4) 前号に規定する指定の更新の申請を同時に行う場合における当該申請に対する審査 同時に申請する2の更新につき10,000円
- (5) 法第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービス事業者の指定（市内の事業所に係るものに限る。）又は法第54条の2第1項本文の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（市内の事業所に係るものに限る。）の申請に対する審査 1の指定につき30,000円

- (6) 前号に規定する指定の申請を同時に行う場合における当該申請に対する審査 同時に申請する2の指定につき35,000円
- (7) 法第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービス事業者の指定（市内の事業所に係るものに限る。）の更新又は法第54条の2第1項本文の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（市内の事業所に係るものに限る。）の更新の申請に対する審査 1の更新につき10,000円
- (8) 前号に規定する指定の更新の申請を同時に行う場合における当該申請に対する審査 同時に申請する2の更新につき10,000円
- (9) 法第46条第1項の指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査 1の指定につき30,000円
- (10) 法第46条第1項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1の更新につき10,000円
- (11) 法第48条第1項第1号の指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査 1の指定につき30,000円
- (12) 法第48条第1項第1号の指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査 1の更新につき16,000円
- (13) 法第58条第1項の指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査 1の指定につき30,000円
- (14) 法第58条第1項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1の更新につき10,000円
- (15) 法第115条の45の3第1項の指定事業者の指定（市内の事業所に係るものに限る。）の申請に対する審査 1の指定につき30,000円
- (16) 法第115条の45の3第1項の指定事業者の指定（市内の事業所に係るものに限る。）の更新の申請に対する審査 1の更新につき10,000円
- (17) 第1号に規定する指定（訪問介護に係るものに限る。）の申請及び第15号に規定する指定（第1号訪問事業に係るものに限る。）の申請を同時に行う場合における当該申請に対する審査 同時に申請する2の指定につき35,000円
- (18) 第3号に規定する指定（訪問介護に係るものに限る。）の更新の申請及び第16号に規定する指定（第1号訪問事業に係るものに限る。）の更新の申請を同時に行う場合における当該申請に対する審査 同時に申請する2の更新につき10,000円

- (19) 第1号に規定する指定（通所介護に係るものに限る。）の申請及び第15号に規定する指定（第1号通所事業に係るものに限る。）の申請を同時に行う場合における当該申請に対する審査 同時に申請する2の指定につき35,000円
- (20) 第3号に規定する指定（通所介護に係るものに限る。）の更新の申請及び第16号に規定する指定（第1号通所事業に係るものに限る。）の更新の申請を同時に行う場合における当該申請に対する審査 同時に申請する2の更新につき10,000円
- (21) 第5号に規定する指定（地域密着型通所介護に係るものに限る。）の申請及び第15号に規定する指定（第1号通所事業に係るものに限る。）の申請を同時に行う場合における当該申請に対する審査 同時に申請する2の指定につき35,000円
- (22) 第7号に規定する指定（地域密着型通所介護に係るものに限る。）の更新の申請及び第16号に規定する指定（第1号通所事業に係るものに限る。）の更新の申請を同時に行う場合における当該申請に対する審査 同時に申請する2の更新につき10,000円
- 2 前項第2号、第4号、第6号及び第8号の規定は、これらの規定に規定する申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合であって、市長が当該申請に係る事業の種類が実質的に同じものであると認めるときの手数料について適用する。
- 3 第1項第17号から第22号までの規定は、これらの規定に規定する申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合の手数料について適用する。

（許可等に関する手数料）

第20条 次の各号に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該申請の際、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 法第94条第1項の介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査 1の許可につき63,000円
- (2) 法第94条第1項の介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査 1の更新につき16,000円
- (3) 法第94条第2項の介護老人保健施設に係る変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1の許可につき33,000円
- (4) 法第107条第1項の介護医療院の開設の許可の申請に対する審査 1の許可につき63,000円
- (5) 法第107条第1項の介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査 1の更新につき16,000円

(6) 法第107条第2項の介護医療院に係る変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1の許可につき33,000円

(手数料の還付)

第21条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (省略)

附 則 (平成30年7月9日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和■年 月 日条例第 号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。